

教育原論アクション（5月10日） 学校について（その1）

- 番号 1960 氏名
- 1 前回アクション（4月28日）を読んでの感想
授業のまとめではなく、自分の考案も述べていていたあと
思った。アコロは意見があると思うんだ。
校則の負の側面を考えることも大切である。

2 教室でのマナーとは何か（プリント「教師にとまつべきい時代」参照）
教室に参加している、先生に授業をしていくんだみたい以上
ある程度、リアクションも踏まえてすべきだとと思う。

3 「教員試験合格の為の予備校」は、なぜ問題なのか？（教育工場の子どもたち）参照
教員に聞けることしか学んでいないので、その先に自分の理屈
教員が育んでしまうから。広い視野を持たず、狭い分野
の中しか学んでいないから問題だと思う。

4 家庭と学校の違いを説明しなさい（プリント参照、テキスト9・6頁参照）
家庭では属性（～である）が重視される。学校では、学力、態度
重視が重視される。家庭では個別、親の基準で（ほめたり、指導したり）
するが、学校では普通主義で、教師の文句でなく、良いか悪いかで判断
する。家庭では自由、学校は制限がある。親は取り扱えX、
家庭では取り扱えOK

5 学校で教えられる知識の特質は何か（プリント、テキスト9・7頁参照）
教科（教科）を通して、身につくられる力（思考力など）がある。
文字を使った、日常生活ではあまり使わないけど知識的。
現実に通用できる知識。→ 小学校、中学校での教科は生活で使わないと言っている。
現実に通用できる知識。

6 「授業」という語の特質はなにか（プリント「学校という場、授業という場」参照）
①知識と教科が子どもに伝えること。
②教科が子どもが知識を共有するところがある。
どちらか一方だけの授業は良くないと思う。
→ ①と②を併せて授業をする必要がある。

7 学校に行かず、家庭で学習するホームスクーリングを、認めてはどうか（プリント參照）

8 上記に関する回答（記載）に関して、他の人に見てもらい、コメントをもらう。
(市東 麻衣子さん) → 授業形態では2パターンあることは私も
確かに感じた。その授業をそれぞれによつて
使い分けているのかと感じた。

受講態度
日常行動
7/30/2022

教育原論リアクション（5月10日） 学校について（その1）
番号 19606 氏名

- 1 前回アクション（4月28日）を読んでの感想
しかし自分の意見を考えて書かれていて自分たちで内容を探していく感じで、
思った。「大きな木」成績を表しているのが自分にはよくわからない方が
たくさん人の意見を見て、そういうものがなぜ理解することができた。
2 教室でのマナーとは何か（プリント「教師にとってさばい時代」参照）
どんな授業にも、つまらなくなっちゃっているか？をするということに
とても感心をもった。全く楽しさをもつことができないと、さぞかな
配慮をする心やさしき世代というのがおもしろいと思ふ。
3 「教員試験合格の為の予習校」は、なぜ問題なのか？（「教育工場の子どもたち」参照）
「教員強大」ほんどのないつめこみ教育のようなことが
問題になっている。私はこれをよんで教師になる大変さを
知った。
4 家庭と学校の違いを説明しなさい（プリント参照、テキスト9.6頁参照）

家庭	属性本位 (へいぶね)	個別主義 (へきべつじしゅ)	協調性 (けいとうせい)	感情性 (じょうごうせい)	取引性 (とりひきせい)	利能性 (りのうせい)
学校	業績本位 (ぎょうせき へい)	普遍主義 (ふんりゆう じしゅ)	規定制 (くわんせいせい)	中立性 (ちゅうりつせい)	弱情 (じやくじょう)	弱能 (じやくのう)

5 学校で教えられる知識の特質は何か（プリント、テキスト9.7頁参照）
①口頭によるものより書かれたものが重視される ②教育内容は
日常生活からかけ離れた抽象的なもの ③子どもが自由自在に
知識の門を開達成していくことが教えられる ④学習は個人主義となり、成績評価が
6 「授業」という場の特質はなにか（プリント「学校という場、授業という場」参照）
「授業」という場は「個体中心主義」である。
「今の授業という場は、は「個体中心主義」である。
裸の人の話をきて、その本性を求めるという見解にはムリが
あると感じた。
7 学校に行かず、家庭で学習するホームスクーリングを、認めはどうか（プリント參照）

8 上記に関する回答（記載）に関して、他の人に見てもらい、コメントをもらう。
()さん → よくすきめられたいもと 

18. 教育基本法

(昭和22.3.31 法律第25号 改正 平成18.12.22 法律第120号)

前文

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を尊し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期すとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第1章 教育の目的及び理念

(教育の目的)

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健廉な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 幅広い知識と教養を身につけ、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その發展に寄与する態度を養うこと。

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんだ我が國と郷土を愛するとともに、他國を尊重し、國際社会の平和と發展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 國及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 國及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第2章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、國家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 國及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役

割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。(家庭教育)

4 國又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであつて、國、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができます。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第7条 大学は、学术の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探求して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第8条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、國及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適切な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、其の身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(宗教教育)

第10条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであつて、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 國及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施設を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、國及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他の適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、國及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 國及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適切な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

(政治教育)

第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他の政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第15条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する

る一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 國及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第3章 教育行政

(教育行政)

第16条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、國と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力を図ることを基本とし、その実施に努めなければならない。

2 國は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るために、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るために、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 國及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他の必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参考し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第4章 法令の制定

第18条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔解説〕教育基本法の改正

平成18年12月、教育基本法が改正され、同月22日に施行された。全18条から成るこの改正(新法)では、その新たなる「前文」の中で、①「公共の精神を尊び」、②「豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成」、③「伝統を継承し、新しい文化の創造」を目指し、「我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため」であることを強調している。

新法は、旧法の普遍的な理念を大切にしながら、現在及び将来のわが国の教育をめぐる諸情勢の変化に対応するために極めて重要と考えられる教育の目的及び理念(第1章)、教育の実施に関する基本(第2章)、教育行政(第3章)の三章に分類・整理し、次の4点をあげている。

第一、「教育の目標」(第2条)を明示した。なかで「五、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんだ我が國と郷土を愛するとともに、他國を尊重し、國際社会の平和と發展に寄与する態度を養うこと」を特記している。

第二、「教育の実施に関する基本」(第2章)を設け、義務教育、学校教育のほか、私立学校、家庭教育、幼稚園の教育、学校・家庭・地域等の連携協力等について、その在り方や実施のための基本となる事項を明記している。

第三、教育行政(第3章)の在り方や責務、教育振興計画の策定等を明確にした。

第四、教育振興基本計画の策定を政府の役割であると明記していることである。

26. 教育基本法

(昭和22.3.31 法律第25号)

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人間の幸福に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期すとともに、普遍的にしてしまわなきか文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

第1条 (教育の目的) 教育は、人格の完成をめざし、平和的及び社会的形成者としての形成者としての基本的な方針及び講ずべき施策その他の必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 國及び地方公共団体は、教員の身分は尊専され、その待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

3 國及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他の社会教育施設による教育の目的の実現に努めなければならない。

第3条 (政治教育) 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

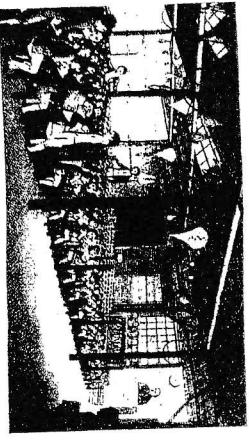
2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他の政治的活動をしてはならない。

3 國及び地方公共団体は、宗教のための宗教教育その他の宗教的活動をしてはならない。

2 國及び地方公共団体は、宗教のための宗教教育その他の宗教的活動をしてはならない。

教室空間・学校空間と教育過程

1994



『教育社会学』、柳葉樹、1992

◎ 教育社会学，齊東野語，1992。

四

（官僚制）官僚制の構成に向けた審観的・調整された、機械的人々の活動の仕事はウェーバー（Weber, C. T.）によれば、「公式組織（formal organization）」という（パートナード（Barnard, C. I.）の「組織子」）を公式組織（formal organization）という（パートナード（Barnard, C. I.）の「組織子」）と公式組織（formal organization）の特徴は、程度の差こそあれ、官僚制（官僚制（bureaucracy）として掲げできることであり、学校も例外ではない。マートン（Merton, R. K.）によると、官僚制をする主体的な研究者はウェーバー（Weber, C. T.）にはじまる。私たちは通常、官僚制という言葉から、権力の行きかた、規則づけられたもの、役務の仕事、非効率性、浪費、少数の工業への集中などネガティブなイメージを連想する。だが、ウェーバーが官僚制という概念で語るのは、官衙や行政組織だけでなく、私企業はもちろん、國家、教会、軍隊、政党、学校などを含んでいた。しかも、より重要なことは、官僚制はわれわれのイメージとは逆に、官僚制は社会文化にともなう社会制度の合理的な構造における官僚制の構造としてとらえられていく。表4-1に示したように、官僚制の構造と官僚制的組織に比べて合理的、官能的、効率的、規範的、可塑的とする武器であった。

② 官僚制モデルの限界
こうして学校は他の近代セクターと同様、官僚制的組織をその特徴とする。だが、同時に学校は、官僚制的理念によってはどうえられない特殊な組織である。ボラード (Bellard, A.) は、ウェーバーの官僚制モデルをイギリスの教育学校を対象とした事例調査によって強調し、学校組織を典型的な官僚制組織と区別する必要性を以下のように指摘する (ボラード, 1989)。
第 1 に、職員の階級が水平的に並ぶことから、地位の階級がごく少ない。企業や役所と比較すれば、むしろ、わが国の場合は、役員、教師、主任 (部長)、教授、准教授、助教の階級がなく、かつ個々の教員は (筆) 専門職員の立場である。

⑭ なぜ専門のやかな運営か？

この現実的見識にのって行動する所を持つて、一方で専門組織でもある、こうして組織運営のなかで行動する所を持つて、他方で専門的役割運行への期待との間に立って、シレンムに面する。言ふ制限と質と目標をもつて、専門職の役割（role control）は専門の仕事を持続する上に因である。ただし、意見はその専門組織が伝統的組織の仕事で劣るとしており、社会的評価でも劣る意義があることから、単専門職（semi-profession）ないし自専専門職（would-be profession）などとして位置付けらる点が多いためである。

以上のように、学校組織を官僚組織としてみた場合は、教職の專業性の性格は教育に役割認知を引き起こす原素であり、組織の専門的目標達成とときどきして複合化を示すと、後述の組織として描かれる。しかし、専門組織を「合理的」視は語彙をロジックの場のものとすれば、この特徴は存在によって機械的分類（専門職者による教官がなされている）が得られ、学校組織の存立が可能となる。

(4) 性別特化 通常中等教育以上の段階で、別学の学校が存在し、其学校でも生徒クラスが分かれることもある。さらによりキュラムや制服などについて性別特化がなされる。それにによって性別分けられた学校

●示す。⑤ 病院専門医の「専門性」と「専門制」
医師、法律家、報道記者に代えられる専門家(professionals)は、専門の専門家
である。専門知識・専門技術・専門的判断などを特徴とする。同時に、高度の専門的
技術の上にクリエイティビティや社会的責任などを持つ。専門家は、専門的「自己責任」を有する。専
門性の上にクリエイティビティや社会的責任などを持つ。専門家は、専門的「自己責任」を有する。

教室空間・学校空間と教育過程

古今圖考

図7-3は、19世紀初期におけるイギリスの教育において、教授法の「新しいシステム」として注目を集めた、ヘル＝ランカスターのモニト（アル＝システム）と呼ばれた教室。園場の園で、その著「教育システム」の発明者といわれるジョセフ＝ランカスターは、その著「教育のアーティクレ・システム」の冒頭で、次のように述べている。

「教場の運営の形式は、長方形もしくは平行四辺形である。すべての机は、教場正面に面と向かうべきである。それに、つて教師は、一時もそれぞの少年を断然することができない。一人机があるべきである。それで、すべての机の頭を教場正面に向けてすわらなければならぬ。ついで、教場正面には、教場を見渡す便利な窓所として、教師の机の机のための高い位置がなければならない。」（寺崎 1991 の訳によると）

この新しいシステムがあさっていたのは、一度に大量の生徒たちを、この効率的（すこねむ）な方法で、集団の秩序が保てないようなり工兵大隊を縦縦にして、少ない資源で大量の教育を行うことであった。そのための場所として、由から、このような空間的な特徴を備えられたのである。しかも、それに、上図7-3に示すような空間が開明されたのである。しかも、それに、上述のような解説を付けなければならなかったほど、この方法は西欧社会にとっても新しいものだったのである。

この空間の特徴には、もうひとつ的重要がある。この解説に示されているように、現在私たちが慣れている教室空間の原型ともいえるイギリスの学校の教室は、生徒が先生を見るために便利な空間という理由から、このような空間的な特徴を備えられたのである。しかし、上図7-3に示すような空間が開明されたのである。それは、現代にも通じる、それがほんの空虚（きうす）感がなされたのである。それを、現代にも通じる、「一望監視」システム（フーコー 1977）としての特徴を備えた空間の発明であった。教師の立った場所から、生徒たちひとりが目に入る。生徒たちにとっては、いつも教師の視線の届くところにいる、と覚うことである。

このことは、近代の学校という場で行われるようになった教育が、たんに知識の伝達だけを目的としていたのではないかことを意味している。こうして強制された新たな空間において、教育という宮みでは、教育の受け手たちを集団として監視し、制御するという目的が含まれるようになってしまった。言い換えれば、集団としての子ども（=生徒）を監視し、統制するの人が（=教師）の全く空間的な特徴を与えられている。寺子屋のよる空間構成と異なり、そこでは、見る一見見られるという関係が、知識の伝達と教育の形式の中核を占めるようになったのである。

官僚制と官僚化

官僚制は、官僚の運営に向けた量的的・細密された、機械の人々の活動の組織化である。近・現代社会の公式組織の特徴は、程度の差こそあれ官僚制（bureaucracy）として把握できることであり、学校も例外ではない。

マートン（Merton, R. K.）が指摘するように、「官僚制」に関する体系的な研究はウェーバー（Weber, M.）にはじまる。私たちは、官僚制という言葉から、組織の大きな規則性によって運営されるものと誤解する。非効率性、浪費、少人数のエリートによる権力力などガバナイメントの内面を想起する。だが、ウェーバーが官僚制という観念で描いたのは、官僚や行政組織だけでなく、私企業ももちろん、國家、協会、軍隊、政党、学校などを含んでいた。しかも、より重要なことは、官僚制はわれわれのイメージとは逆に、近代化や進歩化にともなう社会制度の合理的な選択における不可欠の過程としてとらえられた。表4-1に示したように、官僚制は「官僚制」と「官僚化」の組織に比べて合理的、効率的、公平であって、民主的な合理的支配を可能とする武器であった。

官僚制はどのような特徴をもつのか。理想型としての官僚制はつきのように定式化される（ブッシュ（Bush, D. S.）ほか）。

- (1) **標準化（standardization）**
規範やルールによって諸活動が標準化される。ただし、それでも同様の規範を適用するため、職員はグライアンントに対し、非人格的（Impersonal）に接する。
- (2) **文書化（Formalization）**
職務上の意思決定や行為が、公式の、多くの場合文書化された規則にのっとって行われる。
- (3) **専門化（Specialization）**
職務が専門分化している。組織の目標を達成するために、その他の活動が職務上の意義として分配されており、かつそれが資格をもった専門によって遂行される。ここから職務進行は、通常専門的訓練を必要とする。
- (4) **集権化（Centralization）**
職務上の権限が階層化されている。こうした専門をもった官僚制組織は、機械によるモノの生産にたとえられる。それは正確さ、迅速さ、明確さ、統一性、組織性、コスト節約などの点において、機械によらない生産方式にまさる。

◆ 官僚制とその学校

だが、企業や官庁と学級を、同様の官僚制的組織とみなしてよいだろうしかし、現代の他の組織と同様、しかし、学校も官僚制的組織を明らかにしている。たとえば、アメリカの教育改革委員会（Katz, M.）は、学校へ少年年制の導入、指導主導制度の導入、教育委員会による監督等の各機能を分析していく。アメリカ大都市における教育官僚組織は、出現を中期中止とし、義務社会の目録のカツ（カツ）、義務社会の価値觀を教化し、注入し、義務社会の目録の現に貢献するためには確立されたのが、学校官僚制であった。

現代社会の学校は、(1)成長、教育など個體の階層をもち、(2)権限の階層化がなされ、(3)一定の基準の評議を経て(審議会)、資格をもつたスタッフ

(5) 能力分帯化 ①「一子でOK」の時代 ②「個別化」の時代 ③「総合化」の時代

これからのうち特徴化は、能力や年齢、性別による差異的な社会化過程をなすことになる。

④「官僚制モデルの復興」

こうして学校は他の近代セクターと同様、官僚制的組織をその特徴だが、同時に学校は、官僚制的理念によってはどちらにできない特殊な組織である。

ボーラード (Paulard A.) は、ウェーバーの官僚制モデルをイギリスの学校を対象とした実業調査によって検討し、学校組織を典型的な官僚制と区別する必要性を以下のように指摘する (ボーラード, 1985)。

第1に、職務の階層が公平的かつ地位の権限がござらない。企業組織と比較すればよい。わが国の場合、学校には校長、教頭、主任 (副校長)、部長等、かたつ個々の教員は (専門) 教員 (genie: professional) として自尊心をもつてゐる。

第2に、専門的職能たる教員の專業性の差異が小ささい。教科ごとに分化はされるが、学級経営については好みが分かれず、また初等学年では教科を綜合して、一人の教員がなまら生徒に近づく。

第3に、多くの教員は、公平さを保とうとするながらも生徒に近づくことはしないとするのは誤り。実際のところ官僚制的な教員、生徒間隔 (genie: professional) として自尊心をもつてゐるとときよりは逆である。

第4に、たしかに学級教諭は法律にとづいて行動するが、たゞ学級教諭は標準化されているだけではない。わが国における「学級教諭」に付せし十分漫遊しているわけではない。官能的に決定され、いうことばが示唆するように、教員の指導は、官能的・感覚的・直感的である。というよりも、教員は官能・感覚的・直感的によつた訓練の手本で雇用された職員であるが、同時に自尊心をもつた職員であるとの観念が支配的である。

(2) 行動の標準化、文書化
文書化された規則（生徒心地、校規）による行動の統制。

(3) 年齢特化
学校段階（大学、高校など）が年齢を基本に分かれている。
つまり、子供が就学前までは区分されていない。（学年制）。

(1) 学習活動の標準化、文書化 標準化された教育課程、時間割。機関

日本国憲法

第一条 天皇は、日本國の象徴であり日本國民統合の象徴であつて、この地位は、主權の存する日本國民の総意に基く。

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする國際平和を誠実に希求し、國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦権は、これを認めない。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

武内清 教育社会学研究室 HP(ブログ)

1 天皇制存続と憲法9条はバーチャル? (5月10日)

天皇制や憲法9条について、加藤典洋『九条入門』(創元社)の内容を内田樹が紹介している文章(blog.tatsuuru.com/2019/05/03_1323.html)を読んで、このような見方があるのか、と驚いた。<天皇制の存続は戦争末期においてアメリカではほとんど論外の事案だった。1945年6月29日(終戦の6週間前)のギャラップによる世論調査では、天皇の処遇をめぐって、アメリカ市民の3.3%が廃止、3.7%が「裁判にかける・終身刑・追放」に賛成で、「不間に付す・傀儡として利用する」と回答したものは7%に過ぎなかつた。そのような世論の中でのGHQによる日本占領は始まつた。法理的には、日本国憲法を制定する権限はGHQではなく、それより上位にある極東諮詢委員会の11カ国である。メンバーの中では、ソ連、オーストラリア、ニュージーランド、フィリピンが天皇制の存続につよい警戒心を示していた(中略)日本では極東委員会もアメリカ國務省も知らないうちに1946年3月6日に天皇制の存続と戦争放棄という驚嘆すべき条項をもつ「日本政府案」(起草したのはGHQ)が発表された。なぜマッカーサーは憲法起草をこれほど怠ったのか? 加藤典洋によると理由はきわめて実利的なものである。天皇制を利用すると占領コストが劇的に軽減することが確かだつたから。天皇制を廃したり、天皇の戦争責任を裁判で追及した場合には、希望した一部の日本軍兵士が占領軍に敵対し、多数米軍兵士の長期監禁が必要になる可能性があつた。1946年2月時点でのマッカーサーは天皇制を梃子に国内秩序を完全にコントロールすることと、アメリカ国内向けには「天皇制があつても、日本の軍国主義は決して復活しない」と保証することという二つの要請を同時に応えるというアイディアであった。天皇を免罪するけれども、天皇の存在が世界の平和を脅かすリスクになる可能性はゼロである。なぜなら、日本は戦争を放棄するからである。天皇の免

異という「非常識な」政策を正当化するためには、それに對抗合うほどに「非常識」な政策によって、均衡をとる必要があった。「天皇制は残す」という決定を否み込ませるために書かれ、「極端な戦争放棄条項」、すなわち個別的自衛権を放棄するという条項を憲法に書き入れるしか手立てがなかったのである。憲法九条二項は憲法一条と「バーチャル」で制定された。

<連休は近場で安上がりに(5月3日)>
連休を皆どのように過ごしているのであろうか。退職している高齢者にとっては、いつも連休のようなものなので、あまり関わりないが、連日働き詰めの人にとっては、ありがたいことであろう。(大学の教師の中には、溜った原稿を執筆している人もかなりいるであろう)。大学生に聞くと、連休中に旅行する人もいるが、多くはアルバイトがびっしり入っていてあまり嬉しくないという人が多い。うちは妹の家に皆で集まつたのを含め、千葉の近場で安上がりの連休。今日(3日)は、車で50分の九十九里の白子海岸に行き、玉ねぎ堀と九十九里の海辺で遊ぶ。玉ねぎ堀は、20キログラム掘って2,400円(持ち帰って近所5軒に贈る。新玉ねぎは生で食べると美味しい、煮ぼがる)、白子海岸の温泉に入り(大人450円、子ども350円と、玉ねぎ祭りの割引券を使い格安)。お昼は、美味しい中華を食べるという豪傑をしたが、子どもたちも喜んだ一日であった。次の日(4日)は、車で15分の船毛海浜公園へ、犬も連れて行く予定。(写真を撮載)

<社会的貢献について(4月24日)>
どのような職業に就くにせよ、その職業に就くのは、生計を立てたいということ同時に、社会に貢献したい(人の為に役立ちたい、社会をよくしたい)という気持ちがあるのであろう。ただ、その社会への貢献の仕方は職業や役職によって違う。教育の分野でいえば、現場の教師として児童・生徒に接し、その子らの成長に貢献したいという人もいれば、校長になつたり教育委員会に勤め、教育の条件整備をしたり教師を指導したりして(日本の学校)教育の質をあげたいと考える人もいるであろう。大学教師の場合も、自分の研究に打ち込む人、学生の教育に情熱を注ぐ人、大学経営に生きがいを見いだす人、社会的に活躍する人など、いろいろである。私の知り合いで、研究の分野では優れて有名な人は多くいるが、大学の学長になつたり、社会的に有名になり、時の教育政策や世論に影響を与えている人はあまり見あたらない。それは、「教育社会学」というどちらかといふと世の主流に対しては懷疑的、批判的なスタンスを取りがちな学問の性格から来ているのかもしれない。ただ、教育社会学はデータを扱い、データや実際の事務の処理には得意なので、大学の実務を担当する副学長に就く人は少なからずいる。しかし学長になる人は少ない。若い頃から知り合いで友人の明石要一氏(千葉大名譽教授・千葉敬愛短期大学学長)が第10期の中央教育審議会の生涯教育分科会の分科会長になつたという新聞記事を読んだ。頗張ってほしい。

教育原論リアクション（5月17日） 学校について（その2）

番号 1966 氏名

教育原論リアクション（5月17日） 学校について（その2）

番号 1960 氏名

- 1 前回リアクション（5月10日）を読んでの感想
「みんなが“さしり”と書いていた。また、表をきれいにまとめていて、すばらしいと思った。この教員採用試験のための予備校」の所を読んで、みんなの意見に納得した。賛成の人も、反対の人も、すべて同じだと思った。
- 2 教育はなぜ法律によって規制されるのか。どのような教育法があるのか（テキストp53-57参照）。
- 3 日本国憲法で、教育はどうに定めているのか（テキストp55-56）
↓ 第26条「オベテの国民は、法律の定めるところによつて、教育を受ける権利を有する」として、教育システムを共通化する。
4 2006年に改正された「教育基本法」の特徴は何か。（テキストp56, p179-180、プリントA）「伝統と文化を尊重し、モラルをよくして我が國を愛するなど」という愛国心を教育目標に含めた。
- 5 官僚制の特徴を挙げなさい。官僚制としての学校の特質を挙げなさい。（プリントB、前半）
・特徴の目次達成に向けて意図的に調整され、構造的、合理的、実業的、公平、
・官僚制の特徴を挙げなさい。官僚制としての学校の特質を挙げなさい。（プリントB、前半）
・標準化②文書化③特化④集積化
①標準化②文書化③専門分化④特化
- 6 学校の非官僚制的な特質（官僚制の限界）を挙げなさい（プリントB 後半）
・職員の階級が“水平的”で、地位の種別が“垂直的”→少しだけ、自律平等型組織に近い。
・職員による意見開示制度が“垂直的”→一人の“相談性”が相談性である。
・多くの教員は、公平さと保とうじながら生徒に非人格的に接する。
7 学校に行かず、家庭で学習するホームスクーリングを、法律的に認めてはどうか（プリントC参照）
私たちは、ホームスクーリングには賛成である。
- 病気など“ない”としても、精神的な問題の子もいると思われる。また、家で学ぶことと学校で学ぶこともあると思われる。また、家で学ぶこともあると思われる。
- 親の手伝ひなど出来ると思われるが、親以外の人との関わりなど思われる。
- 8 上記に関する回答（記載）に関して、他の人に見てもらい、コメントをもらう。（さん）→ 私たちが意見だが、とてもどく思つた。
- （） 父の手伝ひができるのは一年あると思う。

- 1 前回リアクション（5月10日）を読んでの感想
教室でのマナーや、静かな雰囲気がよかったです。教室内の空間にいたる限りは何とも思わないなと思った。つまり、授業というのをよきいっている、アシをされることは自分で教員の立場であるから本当にすべきことだと感じた。
- 2 教育はなぜ法律によって規制されるのか。どのような教育法があるのか（テキストp53-57参照）。
- 3 日本国憲法で、教育はどうに定めているのか（テキストp55-56）
↓ 第26条「オベテの国民は、法律の定めるところによつて、教育を受ける権利を有する」として、教育システムを共通化する。
- 4 2006年に改正された「教育基本法」の特徴は何か。（テキストp56, p179-180、プリントA）「愛国心」を教育目標に含めた。
- 5 官僚制の特徴を挙げなさい。官僚制としての学校の特質を挙げなさい。（プリントB、前半）
・標準化②文書化③特化④集積化
①標準化②文書化③専門分化④特化
- 6 学校の非官僚制的な特質（官僚制の限界）を挙げなさい（プリントB 後半）
①職員の階級が“水平的”で、地位の種別が“垂直的”②専門的職員による教員間の分業の程度が小さい
③多くの教員は公平さと保とうじながら生徒に非人格的に接する。
④教員は官僚組織の員と同じようにしたがって官僚制機構のねじれ層間に付属する職員であるが、同時に自己性をもつて専門的職員である。
⑤教員は①教員、教頭など職位の階級をもつ、②職務の階層化③一定の専門的訓練、教員養成
- 6 学校の非官僚制的な特質（官僚制の限界）を挙げなさい（プリントB 後半）
①職員の階級が“水平的”で、地位の種別が“垂直的”②専門的職員による教員間の分業の程度が小さい
③多くの教員は公平さと保とうじながら生徒に非人格的に接する。
④教員は官僚組織の員と同じようにしたがって官僚制機構のねじれ層間に付属する職員であるが、同時に自己性をもつて専門的職員である。
⑤教員は①教員、教頭など職位の階級をもつ、②職務の階層化③一定の専門的訓練、教員養成
- 6 学校の非官僚制的な特質（官僚制の限界）を挙げなさい（プリントB 後半）
①職員の階級が“水平的”で、地位の種別が“垂直的”②専門的職員による教員間の分業の程度が小さい
③多くの教員は公平さと保とうじながら生徒に非人格的に接する。
④教員は官僚組織の員と同じようにしたがって官僚制機構のねじれ層間に付属する職員であるが、同時に自己性をもつて専門的職員である。
⑤教員は①教員、教頭など職位の階級をもつ、②職務の階層化③一定の専門的訓練、教員養成
- 家庭教育 学校教育
Home Schooling
家庭教育 学校教育
- 8 上記に関する回答（記載）に関して、他の人に見てもらい、コメントをもらう。（さん）→ たくさんの手に圧倒されてもういい。